

令和元年度 第3回美郷町教育委員会議事録

日 時 令和元年6月27日(木)
13時30分～15時00分
場 所 美郷町役場3階入札室

<出席者> 田邊教育長、芦矢委員、西原委員、大草委員、難波委員、
漆谷教育課長、滝野主任主事

<議 題> 1. 区域外就学の承認について 【承認】
2. 要保護・準要保護児童生徒の認定について
【36世帯57名申請中、2世帯4名を却下】

○教育課長 午前の研修会に続きまして、ご出席ありがとうございます。第3回美郷町教育委員会をはじめさせていただきます。教育長からご挨拶をお願いします。

○教育長 今日は午前、午後とありがとうございます。もうすぐ夏休みになります。去年のような危険な夏にならないかと思えます。子どもたちはプールで泳ぎ始めていますが、まだ寒いようです。今日は2点ございまして、最後に報告事項でALTのことをお話しします。

それでは、会議録署名委員は芦矢委員さんと難波委員さん、よろしくをお願いします。会期は今日1日でよろしく願いいたします。会議録はいかがでしたでしょうか。

○大草委員 出席者のところで、西原委員さんの名前が抜けています。

○教育課長 申し訳ありません。ありがとうございます。

○西原委員 一番最後に「ないよう」というところがありますが、漢字の「無いよう」の方が良いと思えます。

○教育課長 わかりました。

○芦矢委員 2ページの教育長さんのお話の3行目で、「明日も引き続き・・・」とありますが、これは何でしょうか？

○難波委員 私も不思議で、何かあったかな？と思いました。

- 大草委員 30日ですよ。特に何もなかったと思いますが。
- 教育課長 申し訳ありません。以前のもの記録が残っていたのかもしれませんが。削除させていただきます。
- 芦矢委員 4ページの「ICT教育首長協議会」のICTのあとが1字分空いています。それから直してほしいのが、5ページの真ん中で、私が言っているところですが、「教える方も」の後は「性根」でなく「精根」が正しいです。
- 教育課長 はい、わかりました。
- 芦矢委員 あとはいいです。読ませてもらって、良かったなあと思ったのは、文化祭のボランティアですね。いいアイデアです。
- 大草委員 そうですね。
- 教育長 ボランティアは、産業祭から取り入れるようになりました。大和の子も邑智の子も来てくれました。
- 教育課長 高校生に声をかけたのは今回が初めてです。
- 西原委員 普段、高校生を見る機会が無いので良いですね。
- 教育長 地域の大人も話しかけてくれて、とても良い感じでした。
- 芦矢委員 その他はいいと思いました。
- 教育長 ありがとうございます。では、私の諸報告ということで、レジュメをご覧いただきたいと思います。
まず、6月4日からの6月定例議会ですが、一般質問で1件ほど、都賀公民館についてです。条例上では旧大和村役場の2階が都賀公民館になっています。今、水道が壊れて、エアコンはかなり前から壊れていて使っていません。
日高議員からは4連合自治会の拠点施設として旧大和村役場を取り壊して新しく作ってほしいと。町長の答弁は、「必要な物ならしなければならぬが」といった内容でした。
7月2日に今年度最初のいじめ問題対策協議会を開催いたします。10日に社会を明るくする運動の推進委員会と青少年育成美郷町民会議が続けて行われます。

7月12日から13日に、文科省から2人の地方教育アドバイザーが美郷町に来られます。主に邑智中学校の部活動の問題で、指導いただければと思っています。7月14日に広島美郷会が広島で、国体中国ブロックカヌー大会が信喜橋のところで行われます。

17日には出雲で市町村教育委員会連合会総会と研修会が行われます。19日が1学期の終業式で、20日から夏休みです。中学校の県総体がこの頃から行われます。1週間くらいで全ての競技が終わります。それから、参議院選挙の投票日が7月21日です。

大阪体験ツアーが25日、26日に行われます。今年度は人数を3名増やして28名の枠です。今のところ25、6名だそうです。

8月4日に浜原のカヌー祭とスポレク祭カヌー大会が開催されます。6日に教員全員のICT教育研修会を朝9時から夕方4時まで、邑智小学校で1日かけて行います。

8月21日から23日は中国5県町村教育長研究大会で鳥取県の日吉津村に出かけます。8月27日、少し早いですが2学期を始めます。9月に連休がありますので、2学期を早く出ますが、それでも(授業日数が)200日いきません。インフルエンザや災害で学校を休みにするとあまり余裕がないと思います。

次のページに地方教育アドバイザーの資料をホッチキス止めています。初めに12日のスケジュールがあります。12日の午前中に出雲空港に迎えに行き、邑智中学校の部活動の様子とスポ少のバスケット、翌日にテニスの練習風景を観ていただこうと思っています。

一番最後の資料をご覧ください。後ろにある資料から説明します。今年の2月19日に、全国の町村教育長会の事務局から私の方に文科省の地方教育アドバイザー制度の案内がありました。2年間で4つの町に派遣されたということで、そこにある①から④の内容が挙げられています。下の方に○が5点ありますが、その最後のところに「小規模校における部活動についての助言」がありましたので、これを申請してみました。すぐに内諾が来まして、あとはアドバイザーの運用の細則とか要項とかが送られてきました。スケジュールの次のページにどなたが来られるかが書いてあります。スポーツ庁政策課課長補佐の小畑さんと文科省に入って2年目の初等中等教育局の企画係で朝倉さんがうちのアドバイザーになられたということで、これは6月6日付の文書です。二人はメールでいろいろやり取りをして、12日の便でこちらに来られるということです。申請内容を中ほどにつけております。当日はICTなど美郷町で取り組んでいるものについてもご説明したいと思っています。

次にカヌーについて、カラーの資料をご覧ください。これは総合教育会議でも話題になりましたが、小学生中学生のカヌークラブ員

を募集するというので、川本の小中学校に配りました。もう少ししたら、飯南町にも行かないといけないと思っています。

そのあとに情報教育のネットの記事と新聞の記事をコピーしました。一昨日文科省が公表したもので、タブレット端末を3クラスに1人分と言っていたのが、1人1台を目指す。これが初めてです。2025年度までにということで6年先ですが、それまでに1人1台を目指すということです。ちなみに今現在は全国平均が5.6人に1台です。島根県は去年の3月時点で5.9人です。中ほどに書いてありますが、タブレット端末は「あったほうがよい」ではなく「なくてはならない」という表現に変わっています。業界へも安く購入しやすいように要請しています。私も知らなかったのですが、サイネットという世界高速の通信インフラを学校でも利用できるようにする、としています。

ビッグデータのことも書いてあります。これも活用していこうと。これができるようになるともっと使いやすくなります。

○西原委員 学習に最適な人数なども割り出せると聞いています。

○教育長 以前からこの考えは示されていたのですが、はっきりとは出されていませんでした。25日に文科省が公表しました。ただ交付税のことはここには書かれていません。22年度までの財政措置は決まっていますが、その先がありません。うちは400万円ですが、実際は2000万円かかっていますから足りません。業界へも安くするように働きかけていますが。こういったことが出ていました。

次の新聞記事ですが、これも6月25日の記事です。松江市が人事権の移譲について、県に協議会を設置するように要請したそうです。まだ県からは何も聞いていません。松江市は収まらないようです。参考までに。私の方は以上で、議事に移らせていただきます。

○教育課長 1番目の区域外就学についてですが、資料をご覧ください。保護者より区域外就学承諾願の提出がありましたので、これを受理し、〇〇市教育委員会に協議書を送付しました。対象児童名が■■さん。(以下、個人情報につき省略) 就学期間を令和元年6月11日から期間の定めなしということでしたが、6月20日に転入されましたので、実質的には6月19日までの区域外就学ということになります。(申請理由等個人情報につき記載省略) この件は既に処理しており、事後になりますがご承認をお願いいたします。

(個人情報につき委員間の会話について記載を省略)

○教育長 これはよろしいでしょうか。

○委員一同 はい。

○教育長 では、次をお願いします。

○教育課長 今年度当初の要保護・準要保護就学援助費の支給認定についてです。
滝野主任主事が説明いたします。

○滝野主任主事 それでは、要保護・準要保護就学援助費の支給認定についてです。
申請のあった対象者について、調査及び審査した結果、別紙のとおり
となりました。申請者は小学校30名、中学校26名、35世帯です。
要保護は1世帯です。一覧を付けておりますが、平成30年中の所得
額で判定をしております。児童扶養手当については8月に切り替えに
なることから、現状での基準は平成29年分所得及び世帯状況に基づ
いており昨年10月に生活保護基準の見直しがありまして、今年度は
新しい基準額で計算しております。新しい基準で計算しますと昨年度
よりも数値が高くなっておりまして、保護基準額の見直しによって現
状は厳しくなっています。厚生労働省から、この見直しによりできる
限り影響が出ないように、市町村で対応するようという通知が出て
います。

一覧で児童扶養手当受給者や町民税の非課税世帯の欄にチェック
が入っている世帯は認定基準を満たしているのので、判定の欄には「認
定」と入れております。それに該当しない世帯は、生活保護基準額の
1.3倍が目安でして、それを満たしている世帯には「認定」と入れ
ております。

審議の対象が3世帯あり、生活保護基準額の1.3倍を超過してお
ります。この3世帯について説明いたします。

NO. 18のAさんです。申請理由は日雇い労働者ということだ
す。日雇い労働者とは雇用保険法第42条によりまして、「日々雇用
されるもの」となっております。

(個人情報につき省略)

事務局ではAさんは日雇い労働者には当たらないと考えます。同じ
理由で昨年度は却下しております。昨年度の基準で所得判定したとこ
ろ、1.71倍になっています。

次にNO. 23のBさんです。申請理由はその他(個人情報につき
記載を省略)です。所得判定は1.34倍で、昨年度は1.28倍で
認定されています。

次にNO. 24のCさんです。申請理由はその他(個人情報につき
記載を省略)です。昨年度の基準で所得判定したところ1.32倍で

す。昨年度も申請がありましたが、所得超過ということで却下されています。

以上の3件について認定の可否について審議いただきますようお願いいたします。

○教育長 いかがでしょうか。

○難波委員 日雇いに当たらないというのはもう仕方ないですね。

○教育長 昨年度は却下しています。Bさんは昨年は認定されていますね。今年度は1.34。微妙ですね。

○難波委員 お母さんは本当に収入がないのでしょうか。

○教育長 臨時職員ではないかと思えます。それを加味しても1.34です。

○難波委員 おじいさん、おばあさんとは世帯が同じですか？おじいさんの年金がある場合がありますが。

○滝野主任主事 世帯は同じです。

○教育課長 昨年は兄の状況を把握できていましたので、障害者加算を考慮して所得判定しました。今年は進学もされそこまで考慮するのは難しいかと。

○難波委員 数字だけだと判断が難しいですね。

○教育課長 昨年は母親が転職されたばかりで、そのままだと前年の所得から判定の数値が高く出てしまうので、その点も考慮して認定になりましたが、今年の数値は当たり前に出ています。

○滝野主任主事 昨年の10月に生活保護基準額の見直しがあり、所得判定が昨年度より今年度は高く出る傾向があります。今年度の所得を昨年度の基準額で算定しますと、1.29倍になります。厚生労働省からは見直しによる影響があまり及ばないように市町村は努力するようという通知が出されています。

○西原委員 こういったぎりぎりのケースですね。

○教育課長 昨年なら対象になっていますね。

- 教育長 厚生労働省はできるだけ認定するようと言っているということですか？
- 滝野主任主事 はい。
- 教育長 1.34で認定してよいのでしょうか。
- 教育課長 要綱では「概ね1.3倍」となっています。
- 教育長 「概ね」はどこまで入るのでしょうか。
- 芦矢委員 1.34なら切り捨てて1.3で、1.35なら切り上げでよいのではないのでしょうか。
- 教育長 では、そのように判断しましょう。
- 教育課長 一覧表の備考欄に調整により認定したことがわかるように記録しておきます。
- 芦矢委員 昨年度の基準だと1.29になることやできるだけ影響が出ないように考慮したことを入れておいてください。
- 滝野主任主事 わかりました。
- 教育長 では、次にCさんですが、昨年度の基準で計算しても1.32ですね。
- 教育課長 理由ですが、今現在のことではなく来年度の予定が書かれているようです。
- 委員一同 これは・・・
- 教育長 これではちょっと認定できませんね。不認定と言うことで。
ありがとうございました。審議は以上で終わりました。最後の報告事項、ALTについてです。資料がたくさんついていますが、課長から説明します。

(以下、報告の内容は個人情報につき省略)

○教育課長 それでは最後に7月17日の島根県市町村教育委員会連合会総会
研修会の案内をつけております。西原委員さんをご欠席と伺って
おります。午前9時に役場裏を出発いたしますのでよろしくお願い
いたします。

○教育長 他はよろしいでしょうか。それでは以上で終わります。ありが
うございました。

○委員一同 ありがとうございます。